

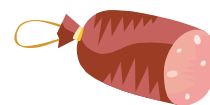
本校の小原総務部長、古澤教務部長、田村専任講師が、  
厚生労働省の「ものづくりマイスター」に認定

厚生労働省では、若年技能者人材育成支援等事業（ものづくりマイスター制度）として、ものづくりに関して優れた技能、経験を有する者を「ものづくりマイスター」として認定し、企業や学校などで実践的な技能指導を行い、技能の承継や後継者の育成に力を入れています。

本校の小原和仁総務部長、古澤栄作教務部長、田村秀俊専任講師が、「ハム・ソーセージ・ベーコン製造業」の分野の「ものづくりマイスター」として認定されました。

この認定は、

- （１）技能検定の１級の技能士資格を有すること、
  - （２）実務経験が１５年以上あること
  - （３）技能の承継や後継者の育成に意欲を持って活動していること
- の３つの要件をすべて必要とするという難関の資格です。



現在、「ハム・ソーセージ・ベーコン製造業」分野では、全国で４名だけ。

地元群馬県下では、この事業を活用して、高等学校などの学生諸君が本校でハム・ソーセージづくりの楽しさを体験しているところです。

この制度下における活動エリアは、日本全国でどこでも OK。

研修のお誘いをいただければ、全国津々浦々まで訪問し、《ハム・ソーセージづくりの面白さ広報マン》として、積極的に活動して参ります。